

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第五号

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書に記載すべき事項)

第二条 法第二十二條第二項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人の定款に規定する業務に関する事項
- 二 業務を委託する場合の基準
- 三 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 四 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第三条 法人は、法第二十六條第一項前段の規定により同項の中期計画（以下単に「中期計画」という。）の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の九十日前までに（法人の成立後最初の事業年度の属する中期計画にあっては、法人の成立後遅滞なく）、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、当該変更の内容及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（中期計画に定めるその他業務運営に関する事項）

第四条 法第二十六条第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設及び設備に関する事項
- 二 職員の人事に関する事項
- 三 地方債の償還に関する事項
- 四 法第四十条第四項の規定により業務の財源に充てることとする積立金の使途に関する事項
- 五 その他法人の業務運営に関し必要な事項

（年度計画の記載事項等）

第五条 法第二十七条第一項前段の年度計画（以下単に「年度計画」という。）には、中期計画に定めた事項に関し、その事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、その変更の内容及び理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

（各事業年度に係る業務実績に関する報告書の提出）

第六条 法人は、法第二十八条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人佐賀県立病院好生館評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（中期目標期間終了後の事業報告書の記載事項）

第七条 法第二十九条第一項の事業報告書には、中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標期間に係る業務実績に関する報告書の提出）

第八条 法人は、法第三十条第一項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（財務諸表）

第九条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年総務省告示第二百二十一号）第二章に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第十条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、五年とする。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第十一条 法人は、法第四十条第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までにその承認を受けなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（納付金の納付の手続）

第十二条 法人は、法第四十条第六項の規定により残余の額を納付しようとする

るときは、納付金の計算書に、中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第十三条 法第四十条第六項の規定により納付する納付金は、中期目標の期間の最後の事業年度の次の事業年度の七月十五日までに納付しなければならない。

(短期借入金の借入れ等の認可の申請)

第十四条 法人は、法第四十一条第一項ただし書の認可又は同条第二項ただし書の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れ又は借換えを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第十五条 法人は、法第四十四条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 法第四十四条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供す

ること（以下「処分等」という。）に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による処分等にあつては、その適正な見積額）

二 処分等の条件

三 処分等の方法

四 処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由

（補則）

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、法人の成立の日から施行する。